

茨城県立中央高等学校の部活動に係る活動方針

1 部活動の基本的な考え

- (1) 部活動は、学校教育の一環として実施する活動教育であり、生徒にとって豊かな学校生活を経験する有意義な活動であるとともに、体力の向上や健康の増進にもきわめて効果的な活動であることから、学校の教育目標に基づき、今後も計画的に実施する。
- (2) 全職員の共通理解の下、生徒のバランスのとれた生活と成長に配慮するとともに、部顧問の指導に係わる業務の適正化が図られるよう、学校としての組織力を高めながら、学校全体の教育活動として適切な部活動の運営を図っていく。

2 適切な休養を確保するための活動時間管理について

- (1) 1日あたりの上限を平日2時間、休日4時間、週計12時間を上限とする活動とする。
- (2) 原則として平日・休日各1日以上、週計2日以上を休養日とする。大会等への参加により休養日に活動した場合は、休養日を振替える。
- (3) 大会等への参加により休日（土・日）に活動した場合、休日に休養日を振り替える。
- (4) 大会参加については、活動時間の上限を遵守し休養日を確保する。
- (5) 各部において参加する大会等を精選する。
- (6) 長期休業中に、長期の休養期間（オフシーズン）を設ける。

3 部活動の朝の活動

- (1) 原則として、朝の活動は行わない。

4 適切な運営のための体制について

- (1) 各部において生徒が自ら活動計画等を立案、運営する体制を構築する。
- (2) 運営に当たっては、費用・位置づけ等の丁寧な説明をおこない、十分な理解を図る。
- (3) 各部活動顧問は、生徒の心身の健康管理及び事故防止に努める。
- (4) 科学的な知見に基づき、合理的かつ効率的効果的な指導がおこなえるよう常に研鑽する。

(5) 気象庁の高温注意情報及び環境省の暑さ指数等の情報に十分留意し、気温・湿度などの環境条件に配慮して活動を実施する。

(6) 年間計画・毎月の活動計画及び活動実績についてホームページに公表する。

5 生徒の多様なニーズを踏まえた活動環境について

(1) 一人一人の生徒が課題や挑戦することを通し、スポーツ・文化芸術活動に親しめるよう活動内容の工夫を図る。

(2) 体育館の学校開放をし、地域のスポーツ関係団体との協力を図り、地域移行への環境整備に努める。

6 学校の働き方改革を踏まえた運営体制について

(1) 部活動数の精選・適正化を進め、複数顧問による交代指導に務める。

附則 本活動方針は、令和7年7月14日から施行する。